

高森町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

策定：令和元年6月1日

改定：令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和4年4月1日

令和8年4月1日

1. 概要

(1) 背景

町では、平成20年3月に策定した高森町耐震改修促進計画を基に、同計画（第Ⅱ期）を平成28年4月に、同計画（第Ⅲ期）を令和3年4月に、同計画（第Ⅳ期）を令和8年4月に策定している。これに定める住宅耐震化率（90%）の目標達成に向け、住宅所有者に対する普及啓発及び耐震化に要する費用への助成事業を設け財政的支援を積極的に行い、住宅耐震化の促進に取り組んでいる。

国は、住宅の耐震化促進には耐震化に必要となる費用負担の軽減とともに、住宅所有者の耐震化に関する理解を深めることが重要との考えを基に、平成30年度において、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し積極的な普及啓発を行った地方公共団体に対し、重点的な支援を行うこととした。

また、長野県においても同年度から、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し取組む市町村に対し、耐震改修に係る補助額を補助対象工事費の5分の4、限度額を令和7年度から115万円と引き上げ、さらに耐震化を加速するため市町村が行う補助へ上乗せ補助（最大50万円）を行うなど、県内の住宅耐震化を積極的に促している。

そこで、町は、国や県の支援の下、住宅所有者に対し一層積極的な耐震化促進事業を実施するため、ここに高森町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定する。

(2) 目的と位置づけ

高森町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という）は、高森町耐震改修促進計画（第Ⅳ期）に基づき策定するもので、町内全域を住宅耐震化を緊急的に促進すべき区域（緊急耐震重点区域）と定め、住宅耐震化について、必要性の普及啓発や住宅所有者の経済的負担の軽減など積極的な取り組みを通じ、緊急耐震重点区域内の住宅耐震化率向上を目的とする。

(3) 計画期間

本アクションプログラムの計画期間は、高森町耐震改修促進計画（第Ⅳ期）の計画期間と整合を取り令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

（４）対象建築物

本アクションプランの対象建築物は、第 2 項に定める緊急耐震重点区域内に現存する建築物のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に新築工事に着手された個人の木造住宅とする。

2. 促進すべき区域の設定

高森町耐震改修促進計画（第Ⅳ期）に定める住宅耐震化率の目標達成には、町内全域に存在する住宅が耐震化を進める必要があることから、町内全域を住宅耐震化を緊急的に促進すべき区域、すなわち緊急耐震重点区域とする。

3. 取り組み内容

（１）住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進

対象となる住宅所有者に対し、耐震化の必要性と効果、経済的支援について周知する文書を、直接送付する。

（２）耐震診断を実施済住宅の所有者に対する耐震改修の促進

耐震診断結果報告時に合せ、耐震改修についても周知する。更に、耐震診断を支援した住宅であって、一定期間経過しても耐震改修に至らない住宅の所有者に対し、改修促進を訴える文書を送付する。

（３）改修事業者の技術力向上等

長野県と協力し、改修事業者向け講習会の周知など受講を促し、改修事業者の技術力向上に努めるとともに、改修事業のリストを公表し、住宅所有者が相談・依頼をし易い環境を醸成する。

（４）その他の普及啓発の実施

町の広報紙やホームページ、文字放送などに普及啓発に関する記事を掲載するほか、防災訓練など防災関連の催しに併せてパンフレットの配布を行う、役場庁舎に 2 週間以上パネルを展示するなど、周知を図る。

4. アクションプログラムの進行管理

(1) 進捗状況の公表

緊急耐震重点区域内における耐震診断及び耐震改修の実施および助成の実績を、毎年度終了後、町ホームページや広報にて公表する。

(2) 取り組みの振り返り

より効果的な耐震化促進につなげるため、町内における住宅耐震化の進捗状況を反映し、本アクションプランと高森町耐震改修促進計画（第IV期）や国・県の方針との連携を図る。

5. 実施目標

(単位：件)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
木造住宅耐震診断	10	10	10	10	10
木造住宅耐震改修	5	5	5	5	5

6. 補助実績

(単位：件)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
木造住宅耐震診断	—	—	—	—	—
木造住宅耐震改修	—	—	—	—	—